

事前相談（申立前の裁判所との打合せ）

平成 24 年 2 月

横浜地方裁判所第 3 民事部破産管財係

1 事前相談のお願い

代理人弁護士により本庁破産管財係へ破産申立てをすることが既に決まっている法人で、下記事例のいずれかに該当する場合は、破産手続の円滑な進行のため、事前に連絡をしてください。

【事 例】

- ① 債権者 100 名を超える法人
- ② 事業継続中で、従業員が 20 名程度を超える法人
- ③ 早急に開始を要する法人（財産の保全、早急な換価）

具体例：事業継続中で、建設途中の物件が数か所ある建築会社など

2 事前相談を行う場合の連絡方法

本庁破産管財係主任書記官あてに、電話で連絡をしてください。

《連絡先》

横浜地方裁判所第 3 民事部破産管財係

TEL 045-345-4163